

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第51号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年9月4日 03時40分ごろ
発生場所	北海道八雲町落部漁港北方沖 八雲町所在の落部港北防波堤灯台から真方位001° 11海里（M）付近 （概位 北緯42° 22.7′ 東経140° 26.1′）
事故等調査の経過	平成24年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六十六進栄丸、9.7トン HK2-23456（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第五十八俊洋丸、7.3トン HK2-22435（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部外板に破口等 B バルバスバウに破口等
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、落部漁港北方沖の漁場において、船首を南東に向けて風に立て、時折、サイドスラスタを使用したものの、ほぼ漂泊状態とし、約045°～225°（真方位、以下同じ。）方向に仕掛けていたえび籠の南西端から約045°方向に向けて揚げ籠を開始した。 B船は、船長Bほか2人が乗り組み、落部漁港北方沖の漁場において、A船が仕掛けていたえび籠の北方に約045°～225°方向に仕掛けていたえび籠の南西端から約045°方向に向けて揚げ籠した後、同じ位置に再び投げ籠するため、GPSに記録していたえび籠の位置に沿い、約225°方向に向けて約7ノットの対地速力で投げ籠を開始した。 A船は右舷側から船内にえび籠を揚げていたところ、甲板員が何の気なしに腰を上げて左舷側を見たとき、左舷至近距離に接近するB船に気付いて大声を上げたものの、避航動作をとる間もなく、平成24年9月4日03時40分ごろ、落部港北防波堤灯台から001° 11M付近において、A船の左舷中央部とB船の船首が衝突した。 A船は、B船にえい航されて帰港した。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 霧、風向 南東、風力 3、視程 約2M 海象：波向 東、波高 約1m 海上濃霧警報発表中</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船が操業していた海域では、漁業者同士の古くからの慣習により、045°～225°方向にえび籠を仕掛けることとされていた。</p> <p>A船及びB船は、正規の灯火のほか、作業灯を点灯していた。</p> <p>船長Aは、漁場に到着した際、揚げ籠中であるB船の灯火を視認していたが、B船が投げ籠をする場合、漂泊状態で揚げ籠中のA船を避けて行くものと思い、揚げ籠中であつた漁具に意識を集中しながら操船していた。</p> <p>船長Bは、B船が揚げ籠のため、通過した地点を折り返して投げ籠をしていたので、前路に他船はいないものと思い、また、投げ籠位置の確認のためにGPSに注意を向け、投げ籠中の漁具が絡まないように船尾を振り返りながら操船していたため、B船に遅れて漁場に到着して前路で揚げ籠中だつたA船に気付かなかつた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、落部漁港北方沖の漁場において操業しながら漂泊中、船長Aが、漁場到着時、操業中であつたB船の灯火を視認していたものの、漂泊状態で揚げ籠中のA船を避けて行くものと思い、揚げ籠中の漁具に意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、落部漁港北方沖の漁場において操業しながら南西進中、船長Bが、B船が揚げ籠のため、通過した地点を折り返して投げ籠をしていたので前路に他船はいないものと思い込み、また、投げ籠位置の確認のためにGPSに注意を向け、投げ籠中の漁具が絡まないように船尾方を向き、前路の見張りを行っていなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、落部漁港北方沖の漁場において、A船が操業しながら漂泊中、B船が操業しながら南西進中、船長A及び船長Bが共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中も周囲の見張りを適切に行うこと。